

第28回接続委員会 議事概要

日時 平成25年3月25日(月) 10:00~12:20
場所 総務省8階 第4特別会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
関口委員、藤原委員
事務局 安藤電気通信事業部長、吉田事業政策課長、
(総務省) 二宮料金サービス課長、海野料金サービス課企画官
内藤料金サービス課課長補佐、
清重料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定）
 - 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
 - その結果、報告書（案）を一部修正の上、電気通信事業部会に報告することとなった。
- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成25年度の加入光ファイバに係る接続料の改定（補正））
 - 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
 - その結果、報告書（案）を一部修正の上、電気通信事業部会に報告することとなった。
- ③ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成25年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）
 - 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
 - その結果、報告書（案）を一部修正の上、電気通信事業部会に報告することとなった。

④ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定）

- 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

関口委員：公認会計士協会から公表された処理（会長通牒平成23年第1号 東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について（平成23年3月30日））に基づき、災害特別損失は特別損失計上となっている。実態は営業費用と同等なので、営業費用と同じく接続料原価に算入するという内容の認可申請があった。実際に費用が発生しているNTT東西からすると、災害特別損失全額の繰り延べを実施すると費用回収が1年延びてしまうこととなる。その点を最大限考慮すると、ドライカップパに関し、接続料原価に算入される災害特別損失について、平成25年度接続料と平成26年度接続料における災害特別損失の影響額が同程度となるよう、平成26年度接続料原価に繰り延べ措置をして、当該費用について利息をつけて回収を認めるということについては、痛み分けという印象。

東海主査：災害特別損失・特別利益の内訳について、参考資料として本委員会に提出いただいている。接続料原価に算入される災害特別損失については、第一種指定設備管理費用に限定されている。また、災害時に多く発生するようなもの、復旧時に多く発生するようなものというように、内容の違うものごとに区分されており、区分も適切に行われている。については、委員会としても確認を行ったところであることから、考え方4について、「その内容について総務省において確認を行ったところ、」を「その内容について総務省及び当審議会において確認を行ったところ、」としてよいのではないかと。

事務局 御指摘のとおり修正させていただく。

東海主査：特設公衆電話の「特設」について、一般的に考えると災害発生時に

特別に設置するという意味かと思うが、その点についてもう少し説明いただきたい。

事務局：特設公衆電話の大宗は災害発生後に必要に応じ避難所等に設置するものであったが、設置までに時間がかかることから、東日本大震災後、災害時等に直ちに利用出来るようNTT東西においてあらかじめ避難所等への設置を進めている。平時から電話機を設置しているものではないため、通常時は使用できず、災害時に避難所が開設された場合に避難所の職員当等が電話機を設置することで使用が可能となる。今回の申請では事前設置型の費用が対象であるが、事後設置型の費用についても同様に扱おうものと考えている。

東海主査：そのようなコストを、平時に設置している公衆電話で回収することについては理屈としては少しずれているような気がしている。今回は平時に設置している公衆電話で回収することとするものの、今後の扱いについては様々なパターンに分類しながら検討する余地があるものと考えている。

相田委員：被災状況により、震災後に臨時に避難場所が設けられる場合もあり、このような避難場所に急きょ特設公衆電話を設置することとなった場合の費用負担も含めて全体的な枠組みを検討する必要がある。

酒井主査代理：可搬型の交換機等の震災用の設備は、特定の機能の費用として回収されているものではないとの理解でよいか。

事務局：今回の算入対象となっている特設公衆電話の費用は、端末回線の費用であり、可搬型の交換機等の震災用の設備については、公衆電話の接続料原価への算入対象として計上されてはいないものと認識している。今回議論の対象となっていないものについてはこれまでと同様の扱いとなる。

藤原委員：利用していない平時にも接続料を要するのはなぜか。

事務局：電話機を設置していない場合でも、NTT東西の局舎側では電話機をつなげばいつでも使用できる状態にしているため、通常の電話と同様にランニングコストが発生する。

藤原委員：被害の規模によっては、現在想定している避難場所が機能できない場合もある。特設公衆電話の設置場所については、災害の規模に応じてランク分けしてシナリオを立てながら検討がなされるべき。今後の特設公衆電話の設置場所については、透明性を確保することも大事だが、例えば政府レベルの災害対策として大規模な視点から検討することについても注文は付けたいという気がする。

酒井主査代理：設置すべき場所について国レベルで決めることになると、ユニバーサルサービスの補填額の対象にもなり得るのではないか。

事務局：避難所の要件として電話の提供が必要になれば、それは避難所として整備する主体が用意すべきということはあるかもしれないが、現在は、電話は避難所に必要な要件とはされていない。今回は、あくまでも事業者の取組として、各自治体等から特設公衆電話の設置の要望を受けた際の考え方について検討及び報告を求めるもの。避難所の優先順位については、具体的には今後の検討によるものであるが、基本的には、避難所を設置する側が示していただき、特設公衆電話の設置の要望を行い、事業者はそれを踏まえて設置を行うこととなるものであっても良いと考える。

相田委員：地域 I P 網に係る收容局接続機能の一部品目及び中継局接続機能の廃止について、接続約款から当該機能を削除することが妥当としているところだが、当該機能について、第一種指定電気通信設備から除くことが適当であるとする必要はないか。

事務局：総務省においては、地域 I P 網の中継局接続機能については、接続料規則の改正を行い、アンバンドルの対象から削除することを検討している。その際には、改めて情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し、意見募集を行うこととなる。地域 I P 網については設備の撤去が行われるが、FTTRについては機能の利用はないものの、物理的には引き続き接続できるので、アンバンドルの対象から除くことについては検討が必要であると考えている。

東海主査：今回は、当該機能の廃止について特段の意見はなかったため、考え方を明示しなくてもよいのではないか。

東海主査：本件については、資料 1 の報告書（案）を一部修正の上、3月29日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成25年度の加入光ファイバに係る接続料の改定（補正））について（電気通信事業部会への報告書（案））

酒井主査代理：接続事業者向け光配線区画のトライアルについて、既存の光配線区画に比べ接続料が高くなっているが、これは配線距離の増加による上昇分と、手作業による上昇分があるかと思うが、手作業による上昇分を除いた場合の接続料はどのくらいか。

事務局：手作業に係る費用は実際に稼働してみなければ分からない。また、手

作業の部分をシステム化する場合には、システム改修費が発生するので、手作業による上昇分を除いたものがトライアル後の本格提供の際の料金になるものではない。

酒井主査代理：考え方において、特定の事業者名が明示されているものがあるが、どのような意図によるものか。

事務局：特定の事業者間の問題として特定できる場合は、事業者名を記載している。同様の事案が発生した場合には当該事案についても同様の考え方が適用されるものであるが、今回、意見として提出されたものについては、特定の事業者間の問題に関するものであったため、事業者名を明示している。

東海主査：考え方2については、実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定と同様、「その内容について総務省において確認を行ったところ、」を「その内容について総務省及び当審議会において確認を行ったところ、」としてよいのではないか。

事務局 御指摘のとおり修正させていただく。

東海主査：本件については、資料2の報告書（案）を一部修正の上、3月29日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

③ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成25年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

東海主査：考え方2について、段落間の不要な空白は削除してよいのではないか。

事務局 御指摘のとおり修正させていただく。

東海主査：本件については、資料3の報告書（案）を一部修正の上、3月29日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

④ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

東海主査：本件については、資料4の報告書（案）のとおり3月29日の電気

通信事業部会に報告することとしたい。

以上